

**平成27年度
石油製品貯槽設備利用促進事業**

申請者用手引書

平成 27 年 5 月

全国石油商業組合連合会

目次

I. 事業内容

1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 補助事業者の義務・・・・・・・・・・・・2
3. 補助金受給者の管理義務・・・・・・・・2
4. 申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 補助対象設備・補助対象経費・・・・・・3
6. 補助率・交付限度額・・・・・・・・・・・・4
7. 申請から補助金交付までの流れ・・・・5

II. 申請の手続

1. 申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 申請及び発注等に関する注意事項・・・・7
4. 石油製品納入業者との契約・・・・・・・・7
5. 補助事業内容の変更・・・・・・・・・・・・7

III. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出及び提出書類・・・・8
2. 実績報告及び支払等に関する注意事項・・・・9
3. 支払請求書の提出・・・・・・・・・・・・9

IV. 取得財産の管理

1. 財産管理・財産処分について・・・・・・9
2. 財産処分とは(財産処分の定義)・・・・10
3. 対象となる財産及び処分制限期間・・・・10
4. 財産管理の方法・内容・・・・・・・・・・11

V. 書類送付先・問合せ先・・・・・・・・11

I. 事業内容

1. 事業概要

○災害等においても、医療施設や避難所等の機能を維持するために必要な石油製品を確保する目的で、貯槽タンク等の設置費用を補助する事業です。

2. 補助事業者の義務

補助金交付を受けた補助事業者は、以下の義務を負うものとします。

○災害時等に、当該施設に設置した設備により石油製品を確保し、病院や避難所等の機能を維持すること。

○災害時等に効率良く運用できるよう、平時より設置したタンク等の整備や石油製品の管理に努めること。

3. 補助金受給者の管理義務

○補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。

○補助事業に係る書類等は、法律上すべて5年間の保管義務が生じますので、必ず申請者が保管してください。

○50万円以上の取得財産(設備等)については、各々定められた期間内は本会の許可無く処分することは出来ません。

※ 詳しくは「IV. 取得財産の管理等」の項をご参照下さい。

○補助事業内容に変更が生じる場合(申請者、所有者、運営者、住所、合併・廃業等含む)は、事前に本会へ連絡してください。

4. 申請資格

○石油製品の貯槽タンク等を設置しようとする次の施設の「所有者」で法人格を持つ者。

- (1) 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
- (2) 公的避難所（地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設）
- (3) 一時避難所となり得るような施設等

* 例えば、地方公共団体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館等、公民館、集会所、神社仏閣等の施設。

※ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。

※案件によっては交付出来ない場合もあります。

5. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象となる設備および経費は、次の内容となります。

- ・ 石油製品（揮発油、軽油、灯油、重油）の貯槽タンク等の購入と設置に要する費用。
- ・ 貯槽タンク設置の範囲は、燃料の注入口から貯槽タンク等及び貯槽タンク等から注油機構（使用機器との接続部までを含む）。
- ・ 撤去処分（既存タンク・配管等の引き上げ、廃棄処分等）に係る費用は対象外。
- ・ 諸費用、交通費等は補助対象外。
- ・ 自家給油施設に該当する部分は対象外。
- ・ 設置する貯槽タンクの石油製品により稼働させる発電機と発電機設置に要する経費。
- ・ 「実質容量」が次の数量以上で、かつ条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの。

対象となる容器 (※携行缶やポリタンク等の容器での備蓄を除く)	揮発油：90L 軽油：450L 灯油：450L 重油：900L
構造等の技術上の基準	・消防法令に基づくもの

※ 「実質容量」とは、タンク容積ではなく消防法令に基づく実質の許可容量をいう。

補助対象項目	
貯槽タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に係る土間等解体工事 ・タンク埋設のための土木工事 ・タンク設置工事 ・注入口設置工事 ・タンク本体、油面計、漏洩検知装置 ・配管工事、電気工事 ・消防手続関係費 ・消防申請納付金 ・運搬費 ・仮設費、現場管理費 <p>(地上タンクの場合上記に加えて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防油堤工事 ・油水分離槽
発電機	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機本体 ・発電機設置に係る設置工事、電気工事、 ・排気管工事、配管工事、消防対応工事 ・運搬費、

6. 補助率、補助金交付限度額

補助対象者	補助率
中小企業者	2/3
地方公共団体、大企業、 医療法人、福祉法人、学校法人等	1/2

※ 中小企業者の区分は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する者。
ただし、個人を除く。

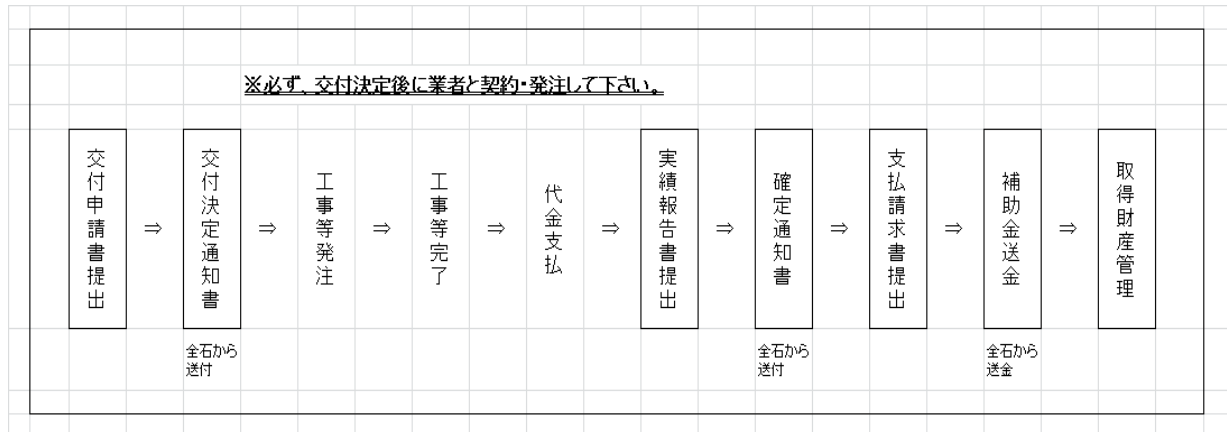
※「中小企業の定義について」 <http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq01.html>

※「中小企業基本法」 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38HO154.html>

1. 対象1施設につき	上限額
貯槽タンク設置工事	1,000万円(税抜)
設置する貯槽タンクと発電機設置工事	1,500万円(税抜)
2. 1事業者につき(複数施設を申請する場合)	2,500万円(税抜)

※ 1地方公共団体＝1事業者となります。

7. 申請から補助金交付までの流れ



※ 工事代金の支払は、原則振込みとして下さい。

※ 契約・発注をする前に、必ず「Ⅲ. 補助事業の支払手続」をお読みください。

Ⅱ. 申請の手続

1. 申請期間

平成28年1月20日(水)まで随時受付

2. 申請方法

交付申請書に以下の書類を添付して、全石連または、施設が所在する県の石油組合に提出して下さい。

※ V. 書類送付先参照

<提出書類>

- ①交付申請書(様式第1号) ※参照: 記入例
- ②申請資格に関する誓約書(別紙1)
- ③取得財産等の管理・処分に関する誓約書(別紙2)
- ④暴力団排除に関する誓約書(別紙3)及び役員名簿(別添)
・登記簿謄本等へ記載する役員全てが該当します。
- ⑤経費積算表(別紙4) ※参照: 記入例
・複数施設を申請する場合は、上記に加えて経費総括表(別紙5)

- ⑥当該施設の所有者であることを示す「不動産登記の全部事項証明書」
- ⑦当該施設の施設所有者、土地所有者、施設運営者が相違する場合の必要書類
- ・ 所有者及び運営者の合意書(別紙6)
- ⑧中小企業であることを証明する書類
- ・ 「資本金」で証明 : 申請日より3ヶ月以内の「商業登記の全部事項証明書」
 - ・ 「常時使用する従業員数」で証明 : 法人税確定申告書添付書類等の直近の従業員数が確認できる書類
- ⑨「申請資格(2)」の区分で申請する者は、地方公共団体が災害時の避難場所として指定したことを示す書類の写し
- ⑩「申請資格(3)」の区分で申請する者は、当該施設が避難所となることを、当該施設の外部から良く見える位置に表示してあることを示す写真等
- ※ 申請時に添付できない場合は、「表示する旨を確約する文書」を添付し、表示写真は実績報告書に添付する。
- ⑪競争見積書
- ※ 競争見積もりにより業者の選定を行う場合は、2社以上の見積書。
 - ※ 見積明細書は、下記の大項目を凡その基準として、8枚以内に纏めて下さい。
 - 1)仮設費等 2)土木工事等 3)設置工事等 4)配管及び電気工事等
 - 5)設置タンク等本体、部品費 6)既存タンク・配管等引き上げ工事
 - 7)既存タンク・配管等処分費等 8)発電機設置工事費
 - 9)消防手続関係費 10)その他工事 11)その他
 - ※ 補助対象となる容器の合計容量は、消防法の届出を必要とする「少量危険物以上」です。(参照:5. 補助対象設備)
 - ※ 発電機を設置する場合は、見積書に「型番」を記載して下さい。
- ⑫ 入札により業者の選定を行う場合は、公正な入札であることを示す書類の写し。
- 1)入札業者へ発送した案内状 2)発送した競争入札立会いの案内文書
 - 3)入札結果(立会人の押印のあるもの)
- ※ 入札の場合も、交付決定後に契約して下さい。
- ⑬施設の現況写真:申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真(施設名看板・全景)
- ⑭設置場所の現況写真:申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真(近景・遠景)
- ⑮施工前の平面図
- ・ 増設、入替の現行タンクについては、タンク容量、油種及び配管が記載されていること。

⑩施工後の完成予定平面図

- ・ タンク容量、油種が記載されていること
- ・ 配線及び配管が記載されていること

⑪事業スケジュール表(工事日程や申請書類提出等のスケジュール)

⑫その他本会が必要に応じ要請する書類

3. 申請及び発注等に関する注意事項

○全ての申請案件について審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、本会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、工事等開始して下さい。

※事前発注・契約または工事等開始した場合は、補助金が交付されませんので十分ご注意ください。

4. 石油製品納入業者との契約

○納入業者が未定の場合は、最寄の石油組合または全石連がご相談をお受けします。

○石油組合は、従来から自治体等と「災害協定」を締結し、中越地震や東日本大震災の時も国や自治体を中継して組合員SSを通じ石油製品の迅速な供給をしております。また、災害緊急時における石油製品の安定供給確保のため発電機を用いたSSの災害時訓練等を行い、災害時の安定供給体制を更に強化しております。

○ご不明な点につきましては、石油組合または全石連にお問合せ下さい。

5. 補助事業内容の変更

○交付決定された補助事業内容に変更があった場合は、必ず事前に本会へご連絡下さい。

Ⅲ. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出及び提出書類

平成28年2月22日(月)までに、申請した窓口へ提出して下さい。

<提出書類>

①実績報告書(様式第10号)

②契約書写しまたは受発注書写し

③施工業者等が発行した請求書の写し ※ 請求明細のあるもの

④工事完了報告書等の写し(申請者の押印のあるもの)

※ 契約した施工業者が発行したものに限り、また、送り状は無効となります。

⑤支払証憑書類の写し

※ 工事代金等の支払いは、原則振込みとして下さい。

- ・ 金融機関振込依頼書(金融機関の受付印があるもの)写し
 - ・ ATM送金の利用明細票の写し
 - ・ インターネットBKでの支払いの場合は、振込日以降の振込明細等、支払の完了を証明できるもの
 - ・ 小切手での支払いの場合は、契約業者が代金を受け取ったことを示す通帳の写し等
- ※ 振込手数料を引いて送金した場合は、補助対象経費から減額となります。

⑥消防関係書類の写し

※ 提出書類が無い場合は、全額減額となりますのでご注意下さい。

⑦消防申請をした場合は、納付金の領収書の写し

※ 提出書類が無い場合は、減額となりますのでご注意下さい。

⑧補助対象設備設置写真(日付入り)

- ・ 工事工程写真
- ・ 補助対象設備設置写真(近景・遠景)

⑨取得財産等管理明細表(様式第18号)

⑩「申請資格(3)」で申請した者のうち、申請時に添付できなかった「避難所となることを施設の外部から良く見える位置に表示したこと」を示す写真等

⑪その他、本会が必要に応じ要請する書類

2. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○工事代金等の値引きや、申請内容と異なる設備を購入した場合等当初の見積内容と異なる場合は、交付決定通知書に記載されている補助金の額が減額されます。

※本会にて実績報告書類の内容を確認した後、最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

3. 支払請求書の提出

○本会より送付された補助金額の「確定通知書」の金額を確認し、支払請求書に必要事項を記入の上、石油組合または本会へ速やかに提出して下さい。

なお、補助金の交付は、概ね支払請求書が提出された月の翌月末(事業が完了した月の翌々月末頃)までには送金される見込みです。

・支払請求書(様式第16号)

IV. 取得財産の管理等

補助金の返還に係わる重要なことを記載しています。
申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理・財産処分について

○補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図って下さい。

○特に取得価格(消費税抜き)が50万円以上の設備については、所定の「処分制限期間」(「3. 対象となる財産及び処分制限期間」参照)において、本会の許可なく「処分」(「2. 財産処分とは」参照)することはできません。万一、許可なく処分してしまった場合は、「交付決定取消し」となり、交付した補助金に国の規定する「加算金」を加えた額を、本会を通じて国に返納しなければなりません。

○やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に処分承認手続きが必要になりますので、まずは本会にご連絡下さい。

○また、本会の承認を得て処分した場合でも、処分したことにより収入がある、又は収入がある
と見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部は本会を通じて国に返納しなければならない
場合があります。

2. 財産処分とは(財産処分の定義)

補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。

- 転用・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 譲渡・・・取得した財産の所有者の変更
- 交換・・・取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
- 貸付け・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- 担保に供する処分・・・取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
- 取り壊し・・・取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
- 廃棄・・・取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

3. 対象となる財産及び処分制限期間

下表の設備のうち、取得価格(税抜※補助金額ではない)が50万円以上のもの

設備名	処分制限期間
油そうとその工事費(鋼鉄製)	15年
油そうとその工事費(合成樹脂製)	10年
発電機とその工事費	15年

(注)「処分制限期間」は、取得した財産を償却する際の耐用年数ではなく、補助事業上の処分制限期間を示しているものです。

4. 財産管理の方法・内容

※ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なります。

○補助金で取得した財産は、商用帳簿とは別に、下記帳簿で管理・更新して下さい。

①「取得財産等管理台帳」(様式第17号)

②「取得財産等管理明細表」(様式第18号) ※実績報告書に添付し保管する

○処分制限期間内は、本会の求めに応じ3年に1回の頻度で下記書類を提出して下さい。

①申請者の「固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)」の写し、

②「取得財産等管理台帳」(様式第17号)

※上記の「処分制限期間」で減価償却して管理して下さい。

(注意)

○通常の会計による償却期間が終了しても、補助事業に係る処分制限期間が終了しない限りは、財産管理義務が有り、3年に1回、様式第17号を提出して頂くことになります。

○取得した財産の減価償却等の会計処理は、補助事業上の財産管理とは別に、適切に行うようにしてください。

V. 書類送付先・問合せ先

書類送付先及び問合せ先は、申請する施設が所在する都道府県の石油組合または全石連業務グループまでお願いします。

<書類送付先・問合せ先一覧>

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47 石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6 宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5 福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21 秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 中小企業会館4階	025-267-1321
長野県石油商業組合	381-0035	長野市北条町25-1	026-254-5600
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5 群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0033	宇都宮市本町12-11 栃木会館7階	028-622-0435
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	350-0023	川越市並木617-9 グリーンコーポ102	049-235-5111
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町2-17-14 石油会館	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町1-3 静岡県石油会館1階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央4-12-21 甲府法人会館3階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木3-2-70 愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0004	津市栄町2-209 関権第2ビル3階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉1-3-2 岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中710 富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月5-177 AUBE II 4階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中1-3-40 福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津4-1-1 明日都浜大津4階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町10-1 京阪藤の森ビル8階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル5階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主党会館3階D室	0742-26-1800

和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町 17 和歌山県石油会館	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0023	神戸市中央区栄町通 2-5-1 リそな神戸ビル 5 階	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0972	岡山市北区上中野 1-19-48 岡山県石油会館	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0824	広島市南区的場町 1-7-20 広島県石油会館 2 階	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳 2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島 3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488
山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216 番地 1 泉ビル 301 号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2 階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8 階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5 階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	862-0967	熊本市南区流通団地 1-15-2 ハウディ第二別館 2 階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
全国石油商業組合連合会(業務グループ)	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館	03-3593-5831